

のあらまし

町税についての お知らせ

三位一体改革（補助金改革、地方交付税改革、税源移譲）の一環としての「地方税法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、「横芝光町税条例」及び「横芝光町国民健康保険税条例」の一部が改正され、4月11日に開催された臨時町議会で、これらの専決処分が承認されました。

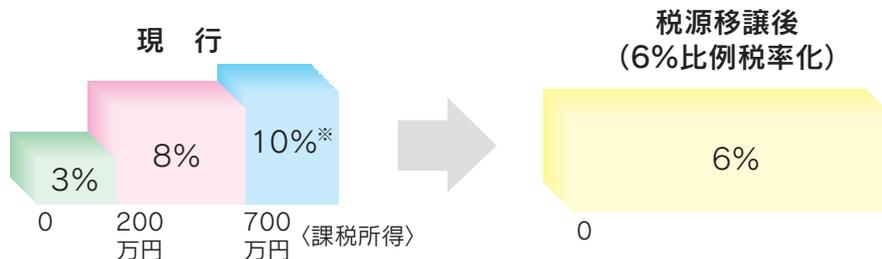
今月号では、これら2条例の改正の概要についてお知らせします。

【横芝光町税条例】

税源移譲等

◎所得税から個人町民税へ税源移譲（H19.4.1から適用）

⇒個人町民税所得割の税率を、所得別の3段階（3%、8%、10%※）から一律6%に改正します。



※税条例本則では12%となっていますが、附則により実際は10%で課税しています。

◆上記の改正にあわせ、個々の納税者の負担が変わらないように、個人町民税において、人的控除額（基礎控除、配偶者控除、扶養控除の合計）の差に基づく負担増を調整する減額措置を創設します。

税源移譲による所得税、個人住民税の負担増減額（夫婦2人の場合）

（単位：円）

給与収入	所 得 税			個 人 町 民 税			所得税+個人町民税		
	移譲前	移譲後	負担増減	移譲前	移譲後	負担増減	移譲前	移譲後	負担増減
200万円	0	0	0	0	0	0	0	0	0
400万円	49,000	24,500	▲ 24,500	41,000	65,500	24,500	90,000	90,000	0
600万円	189,000	94,500	▲ 94,500	122,000	216,500	94,500	311,000	311,000	0
800万円	356,000	258,500	▲ 97,500	276,000	373,500	97,500	632,000	632,000	0
1,000万円	688,000	590,500	▲ 97,500	442,000	539,500	97,500	1,130,000	1,130,000	0

（注）1 子のうち、1人が特定扶養親族に該当するものとしている。 2 一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。

☆上表のとおり、所得税と個人町民税を合計した負担額は、改正前と変わりはありません。

安心・安全のための税制

◎耐震改修促進税制の創設（H18.4.1から適用）

⇒昭和57年1月1日以前の住宅について、一定の耐震改修工事を施した場合、固定資産税を最大3年度分2分の1を減額（120㎡相当分まで）します。

◎地震保険料控除の創設（H20.1.1から適用）

⇒損害保険料控除を改組し、地震保険料控除を創設（最高2万5千円）します。

町たばこ税

◎町たばこ税の税率引き上げ（H18.7.1から適用）

⇒平成18年7月1日以降売渡し等の製造たばこについて、町たばこ税を、1本につき0.321円（1箱あたり6.42円）引き上げます。

◇この改正により、国・県税を含めたたばこ税の引き上げ額は、総額で1本につき0.852円（1箱あたり17.04円）となります。